

### 情報公開

#### 情報公開・個人情報保護の開示状況

平成 24 年度に請求のあった情報公開と個人情報の開示状況をお知らせします。

決定の内容	情報公開
開示	5 件
一部開示	—
不開示	—
取り下げ	—
不存在	—

※個人情報の開示請求はありませんでした。また、異議申し立てもありませんでした。

▼問合せ 総務課総務係  
(☎ 23 - 2330)

### 子宮頸がん

#### 子宮頸がん予防ワクチン定期接種に変更がありました

平成 25 年 4 月より対象者へ積極的に勧奨する定期予防接種となりましたが、持続的な痛みを訴える重篤な副反応が報告されており、適切な情報提供ができるまでの間、子宮頸がん予防ワクチン接種を積極的にはお勧めしないこととなりました。

接種を希望される方は、予防接種を受けることはできますが、接種に当たっては、その有効性と接種による副反応が起こるリスクを十分に理解した上で受けるようにしてください。

詳細については、町ホームページまたは福祉課保健サービス係までお問い合わせください。

▼問合せ 福祉課保健サービス係  
(ゆとろ内・☎ 23 - 2346)

### 職員採用

#### 平成 26 年度石狩管内町村等職員採用資格試験

##### ▼採用予定数

町村(団体)名	上級職	
	一般行政	土木
当別町	3	—
新篠津村	1	1
北海道町村会	1	—

##### ▼受験資格

###### 上級職

昭和 61 年 4 月 2 日から平成 4 年 4 月 1 日までに生まれた者で、学校教育法による大学を卒業又は平成 26 年 3 月卒業見込みの者。

##### ▼一次試験日

平成 25 年 9 月 22 日 (日)

##### ▼試験会場 ゆとろ

##### ▼受験用紙の請求・受付方法

願書は、役場総務課・太美出張所(太美郵便局内)・石狩町村会に備え置きます。

郵送を希望する場合は、120 円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(A4 判の大きさ)を入れて石狩町村会まで郵送で請求してください。

##### ▼受付期間

平成 25 年 7 月 3 日 (水) ~ 平成 25 年 8 月 9 日 (金)

※ 9 時 ~ 17 時 (土・日・祝日を除く)

##### ▼申込先 石狩町村会

(〒 060 - 0004 札幌市中央区北 4 条西 6 丁目北海道自治会館 6 階)

##### ▼問合せ

総務課人事係 (☎ 23 - 2330)

石狩町村会

(☎ 011 - 261 - 6510)

### 職員採用

#### 平成 26 年度石狩北部地区消防事務組合職員採用試験

##### ▼採用予定数

職種区分	上級職
石狩消防署	1 名程度

※初級職(救急救命士・高校・専門学校・短大卒)の採用試験については、8 月号で掲載予定です。

##### ▼受験資格

学校教育法による大学(短期大学を除く。)もしくはこれに相当すると認められる学校等を卒業した者。または平成 26 年 3 月までに卒業見込みで、昭和 61 年 4 月 2 日以降に生まれた者。

##### ▼採用予定日

平成 26 年 4 月 1 日 (火)

##### ▼一次試験日

平成 25 年 8 月 3 日 (土)

##### ▼試験会場

花川北コミュニティセンター  
(石狩市花川北 3 - 2 - 198 - 1)

##### ▼受験用紙の請求・受付方法

石狩北部地区消防事務組合消防本部または各消防署(支署)に配置する受験申込書に必要事項を記入し提出(郵送可)してください。

##### ▼受付期間

平成 25 年 7 月 1 日 (月) ~ 平成 25 年 7 月 18 日 (木)

※ 8 時 45 分 ~ 17 時 15 分 (土・日・祝日を除く)

※郵送の場合は、7 月 18 日 (木) 消印有効

##### ▼申込先・問合せ

石狩北部地区消防事務組合消防本部総務課 (〒 061 - 3211 石狩市花川北 1 - 1 - 2 - 3/ ☎ 0133 - 74 - 5119)

消 防

石狩市に消防指令センター  
を開設します

平成 25 年 10 月 1 日に石狩北部地区消防事務組合消防指令センターが消防本部（石狩市）に開設されます。

現在、当別町の 119 番通報は当別消防署で受付していますが、10 月 1 日以降は消防指令センター（石狩市）で受付となります。自宅の電話、携帯電話で消防車や救急車を要請する際には、今までどおり「119」で通報してください。

▼運用開始日

平成 25 年 10 月 1 日（火）

▼問合せ

当別消防署警防課通信機械係  
(☎ 23 - 2537)

美 化

墓地の美化へのご協力  
ありがとうございます

町営墓地は、皆様のご協力により清潔な環境が保たれております。しかし、今年も一部に心無いごみの投げ捨てが見られます。

ごみ、刈り草は必ずお持ち帰りください。また、供物がカラスや野良猫により墓地内に散乱することから必ずお持ち帰りください。

▼問合せ 環境生活課環境対策係  
(☎ 23 - 2503)



募 集

外国人ボランティア募集  
VOLUNTEERS WANTED FOR  
KIDS ENGLISH WORKSHOP

「キッズアカデミー」の英語クラブに外国人ゲストとして、ボランティアで参加していただける方を募集しています。

(英訳: Kids' Academy is now looking for volunteers to talk with kids in English as guest teachers.)

▼期間

7 ~ 12 月の毎月 1 回  
※土曜日か日曜日を予定。

(英訳: Once a month from July to Dec. (Sat or Sun))

▼主催

住んでみたい当別推進協議会

▼連絡先 同協議会事務局

(まちの未来推進室内・☎ 23 - 3073/ 講師: 森田 (Morita)  
E-mail: ch6sb5@bma.biglobe.ne.jp)

気 象

竜巻から身を守る

■積乱雲が近づく兆し

- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなり、冷たい風が吹き出す。
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見え、大粒の雨や「ひょう」が降り出す。

■竜巻が間近に迫ったら

- ・頑丈な建物の中に移動する。
- ・建物が無い場合は、低い場所で姿勢を低くして頭を守る。
- ・屋内ではカーテンを閉め、窓から離れて、1 階の丈夫なテーブル等の下に入って頭を守る。

▼問合せ

札幌管区气象台天気相談所  
(☎ 011 - 611 - 0170)

納 税

7 月 31 日は国民健康保険税  
第 1 期の納期限です

平成 25 年度国民健康保険税第 1 期の納期限は 7 月 31 日（水）です。コンビニや郵便局でも納税できますので、必ず納期限内に納税しましょう。

国民健康保険税を滞納すると、督促状が発付されたり、延滞金がかかる場合があります。なお、失業や病気などの事情で納期限内に納税することが難しい場合は、納税課納税係へご相談ください。

▼問合せ 納税課納税係

(☎ 23 - 2341)

町税に関する夜間納税相談

夜間でなければ納税の相談をすることができない方のために、夜間納税相談窓口を開設しています。

■今月の夜間納税相談窓口

7 月 11 日（木）・25 日（木）  
(19 時 30 分まで)

労 働

第 86 回全国安全週間

全国安全週間は昭和 3 年に初めて実施されて以来、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的としており、今年で 86 回を迎えます。

▼期間 7 月 1 日（月）～ 7 日（日）

▼スローガン

高めよう 一人ひとりの安全意識  
みんなの力でゼロ災害

▼問合せ

厚生労働省北海道労働局  
(☎ 011 - 709 - 2311)  
札幌東労働基準監督署  
(☎ 011 - 894 - 1120)

**助成制度**

**医療費助成制度、ご存知ですか？**

- ▼助成内容 ① 3歳未満児及び住民税非課税世帯の方は、医療費の自己負担分を助成。ただし、初診時一部負担金の医科 580 円、歯科 510 円、柔道整復 270 円（乳幼児等医療は除く）は自己負担になります。  
② 上記以外の方は、1割自己負担。※月額上限は入院 44,400 円、通院 12,000 円です。

対象制度	対象者	手続きに必要なもの
a 重度心身障がい者	①身体障害者手帳 1・2 級の方と 3 級の内部障がいの方 ②療育手帳 A 判定の方、または重度の知的障がいと診断された方 ③精神障害者保健福祉手帳 1 級の方（入院は対象外）	・対象者の健康保険証 ・印鑑 ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
b ひとり親家庭等	①ひとり親家庭で父か母に扶養または監護されている児童とその親 ②両親の死亡・行方不明などの理由により、両親以外の方に扶養されている児童 ※対象期間は児童の 20 歳の誕生月の末日まで（18 歳以上の児童は在学証明書等、扶養されている旨の証明が必要） ※児童は入院と通院、その親は入院のみ助成対象	・対象者全員の健康保険証 ・印鑑 ・児童扶養手当証書 または対象者全員の戸籍謄（抄）本（離婚日等が分かるもの）
c 乳幼児等	①入院及び指定訪問看護は、小学校修了前までの児童が対象 ②通院は、小学校就学前までの児童が対象	・対象児童の健康保険証 ・印鑑

- この制度には所得の制限があります（bは父か母、及び児童が受ける「養育費」の 8割も所得金額に加算）。
- 平成 25 年 1 月 1 日時点で当別町に住民登録のない方は、「平成 25 年度所得・課税証明書」が必要です。
- 1 月 1 日時点で在住していても、所得の申告をしていない方は所得判定ができません。所得がない場合でも所得の把握及び所得判定が必要ですので、町税務課税務係にて住民税の申告をしてください。
- 受給者証をお持ちの方で、次の場合は必ず届け出をしてください。  
①健康保険証が変更になったとき②他市町村に転出するとき③転居したとき④bは婚姻（事実婚含む）したとき

- ▼申請・問合せ a・福祉課障がいサービス係（ゆとろ内・☎ 25 - 2665）  
b・福祉課福祉係（ゆとろ内・☎ 23 - 3019） c・子育て推進課子ども係（ゆとろ内・☎ 23 - 3024）

**水道**

**水道メーターの取替え**

水道メーターは、計量法により 8 年ごとの取替えが義務付けられています。今年は約 760 件を予定しており、対象となる方にはハガキでお知らせします。

取替え作業は町が委託した業者が行いますが、留守の間に作業を行う場合もありますので、水道メーターボックスの上に物を置かない等、ご協力をお願いします。

なお、取替え作業にかかる費用の負担はありません。

- ▼問合せ 上下水道課業務係  
（☎ 22 - 2411）

**個人認証**

**公的個人認証サービスが一時停止します**

公的個人認証サービスの更新作業の実施に伴い、下記の期間役場窓口での電子証明の発行・失効及びポータルサイトのオンライン窓口が停止します。

- 役場窓口での電子証明の発行・失効業務の一時停止

7 月 29 日（月）・30 日（火）

- ポータルサイトのオンライン窓口の一時停止

7 月 26 日（金）～ 30 日（火）

- ▼問合せ 住民課戸籍年金係  
（☎ 23 - 2463）

**募集**

**「若者応援企業」を募集しています**

若者の採用・育成に積極的な企業に「若者応援企業」を宣言していただき、ハローワーク及び北海道労働局が積極的に企業の PR 等を行います。

若者応援宣言時に提供いただく PR シートは北海道労働局のホームページ及びハローワークにて公開し、若者求職者（新規学校卒業生）に提供します。詳しい内容はお問い合わせください。

- ▼問合せ 北海道労働局職業安定部職業安定課（☎ 011 - 709 - 2311・内線 3675）